

平成 27 年

社会文教常任委員会会議録

平成 27 年 5 月 18 日

田上町議会

平成27年第2回臨時会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成27年5月18日 午後1時15分
- 3 出席委員
3番 小嶋謙一君 11番 池井豊君
7番 浅野一志君 12番 関根一義君
9番 川崎昭夫君 14番 小池真一郎君
10番 松原良彦君
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
副町長 小日向 至 町民課長 鈴木和弘
- 6 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 中野幸作
- 7 傍聴人
なし
- 8 本日の会議に付した事件
承認第2号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について
承認第3号 専決処分（田上町入湯税条例の一部改正）の報告について
承認第4号 専決処分（田上町国民健康保険税条例等の一部改正）の報告について
承認第5号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第9号））の報告
について中
第1表 歳出の内
4款 衛生費
承認第6号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
の報告について

午後1時15分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） ご苦勞さまです。ちょっと定刻より時間前ですが、全員出席のようでございますので、これから始めさせていただきます。

社会文教常任委員会を開催いたします。

開会の挨拶ということで、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

午前中は、皆様大変ご苦勞さまでございました。特に私は予想もしていなかった委員長ということでちょっと戸惑っているわけですが、一生懸命やりたいと、こういうふうに私は思っております。

そしてまた、今回私どもの担当は町民課、保健福祉課、それから教育委員会となかなか多岐にわたりまして大変重要なポストが入っておりますので、そこを間違いのないように、また協力していただきまして皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、副町長、ご挨拶お願いいたします。

副町長（小日向 至君） では、ご苦勞さまです。このたびの町議会議員の改選に当たりまして、当選されましたことをまずもってお祝い申し上げます。

先ほど町長がお話しされましたように、既に27年度事業が進んでおりまして、今回これから審議していただく内容につきましても、それら既に終わった部分での専決処分が主なものになっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。ご苦勞さまでございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第2号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について、承認第3号 専決処分（田上町入湯税条例の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（田上町国民健康保険税条例等の一部改正）の報告について、承認第5号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第9号））の報告について、その第1表、歳出のうち4款衛生費、最後に承認第6号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告についてでございます。

これより議事に入ります。それでは、一つ一つやっていきたいと思っておりますので、承認第2号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） では、第1回の社会文教常任委員会ということになりますが、これからしばらくの間このメンバーということになるかと思いますが、いろいろとお世話になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、今ほど委員長さんが申し上げられましたとおり、今回条例関係が3本あります。先ほど午前中町長の提案理由でもありましたとおり、国の法律の改正によりまして専決をお願いするという部分で、例年税制改正の絡みがありますといつもこういう形で改正をし、専決をし、報告をするというような内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の11ページからになります。承認第2号 専決処分の報告についてということになります。

めくっていただきまして、専決処分書、田上町税条例等の一部改正についてということでございます。かなり資料的には非常に多いです。ですが、改正の主なものにつきましては、マイナンバー法が施行されることによりまして、それぞれ個人を識別する個人番号あるいは法人を識別するような法人番号、そういった部分を新たに規定する必要があるということ、その関係を盛り込んだ部分がそれぞれのところに出てきます。

それから、軽自動車税につきまして、原動機付自転車、2輪車等に係る税率につきましては、昨年9月議会で27年の4月1日から引き上げをさせていただきたいということで提案をし、議決をいただいたところでございますが、国のほうの年末の予算編成の間にこちらについては1年間延長するというので、28年の4月1日から1年延長しますよというふうな形になりましたので、その改正。それから、27年度取得した、いわゆる普通乗用車ですとグリーン化特例、例えば電気自動車とかハイブリッドですと軽減するようなものがあつたのですけれども、軽自動車につきましても28年度に限りましてそれらを軽減するというグリーン化特例というものが導入をされましたので、その辺の整備。それから、たばこ税、旧3級品ということで安いたばこが実はあつたのですけれども、これは税率を低くしてあつたのですけれども、これらにつきましても4年ぐらいをめぐりまして段階的に引き上げをしていくというような改正、これが主なものであります。

あと、ほかに国の法律が変わったことによる条ずれとか項ずれ、そういった部分が主な内容でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表のほうで随時説明をさせていただきたいと思いますので、議案書28ページの次からになります。それでは、まず第1条による改正ということ

でございますが、第2条の関係でございます。今ほど申し上げましたマイナンバー法の関係により、新のところ見ていただくと、線が引っ張っている法人にあっては法人番号といったものがこちらのほうに明記をされてきているというような改正でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー2、第4条の2の関係ですけれども、これにつきましては条例の改正による項ずれでございます。

それから、第12条の関係でございます。これにつきましては、国の法律の改正に伴う部分で、こちらのほうの税条例も改正が必要になってきたという部分でございます。

資料ナンバー3、第19条につきましても、これ法人町民税の関係ですけれども、国のほうでの法律が変わりましたので、それに伴う部分、めくっていただきまして資料ナンバー4、資料ナンバー5のところではそれらの改正に伴う部分の改正でございます。

資料ナンバー5、第21条、これも同様に国のほうの国税、所得税法のほうでの改正があります。それに伴う部分でこちらも改正をさせていただくというようなものでございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー6、町民税の申告、第25条の2、これも同じく番号法の関係でございますし、その下の25条の3の3、これは国の法律改正によりまして項がずれたというようなことでございます。

それから、資料ナンバー7、第37条になりますけれども、これも国の法律の改正による項ずれ等でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー8、第38条、こちらも国の法律の改正によって条の関係、法人税法のところの改正による内容でございます。

それから、資料ナンバー9に行きまして、第39条、町民税の減免ということでございます。今後いろいろ減免の関係、税の関係出てきますけれども、この辺提出する期限、減免を受けようとする場合の申請期限の見直しがあったということで改正をしている部分であります。

それから、その下の部分につきましては、やはり番号法の関係もあります。それとあわせて、今までは申請書ということだったのですけれども、それらをあえて今度は明文化して、こういうものが必要ですよという部分が1号から3号まで明文化されたものでございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー10、こちらにつきましては45条、47条そ

れぞれ国の法律の改正による号のずれでございます。

それから、資料ナンバー11、第51条の2でございますが、これも番号法の規定による整備をしている内容でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー12、13、こちらもそれぞれ番号法の関係で法人番号等を新たにうたっている、そういった部分での改正でございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー14、これは固定資産税の減免の関係ですけれども、先ほどの町民税同様に申請期限の見直し、それから申請書類について具体的に明文化してきたというようなものでございます。

それから、資料ナンバー15、これも番号法の関係の整理でございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー16、こちらにつきましても同様に番号法の関係になります。

それから、第78条、これは軽自動車税の減免ですが、同様に申請期限の見直し、資料ナンバー17へ行きますと番号法の規定の整備ということの改正でございます。軽自動車税につきましては、次の79条では今度身体障害者に対する減免ということで条が分かれているわけですが、これも同じような改正の内容でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー18、同じような形で納期限、申請期限の見直し、それから資料ナンバー19に行きますと126条の3、特別土地保有税の減免ということで、これらも同様に申請期限の見直しあるいは番号法の絡みの規定の整備でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー20、こちらにつきましては国の法律の改正に伴う部分でございます。

資料ナンバー21、こちらにつきましては、第6条の3の2、これは住宅ローンの適用期限を延長すると。これは、消費税の引き上げの時期が延びた関係でこちらのほうも延長するという改正でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー22、第8条の関係でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の申告特例という部分がうたわれているものでございます。今までですと、ふるさと納税をされた方については寄附金控除を受ける際に確定申告が必要だったのですけれども、27年の4月1日以降からは本人にかわって団体がかわりにそういう申告のものをを行うというようなことです。ただ、5つの自治体までとかちょっといろいろ条件があるのですけれども、本人から申請が必要になるとか、この第2項、第3項、第4項のところにおいてそういった部分がうたわれているというような内容でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー24、第9条の2、これにつきましては、わがまち特例ということで以前からいろいろ出てきていらっっしゃいますので、委員さんのほうも何となく覚えているかあれですけども、24年の税制改正から今まで国のほうで地方税の特例措置というのは定めていたのですけれども、ここが地方自治体でそういう部分を条例化で制定しなさいよという内容でございます。今回第6項、第7項、これにつきましては津波避難施設に関するもの、第6項が家屋、第7項が償却資産ということで余り町にはそういった施設はないのですけれども、そういう形で国のほうから今度は地方でということになっていますので、今回そちらを追加している内容でございます。

それから、資料ナンバー25、第11項につきましては、これはサービスつき高齢者住宅。これは、法律に基づいて国から補助金をもらったとか一定の条件があるのですけれども、そういう住宅について今回町のほうで条例を設定したということです。次の第9条の3の関係につきましては、番号法の規定の整備の関係でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー26、27、28、29は、番号法の関係での整備になります。

それから、資料ナンバー30、ここからは固定資産税の特例措置、これを3年間延長するというような中身の改正でございます。それぞれ宅地ですとか農地ですとか商業地という形のもがそれぞれ、それ以降32、33、34ぐらいまで今まで負担調整の期限をもう3年程度延長しますよというような改正でございます。

資料ナンバー34、これも同様に国の関係での法律の絡みが改正されたことによるものでございます。それから、同様に12条、14条についても固定資産税の関係の期間延長の内容でございます。

めくっていただいて、資料ナンバー36、第15条、軽自動車税の税率の特例、これが冒頭申し上げました軽自動車税のグリーン化特例というものが新たに制定をされているということでございます。

資料ナンバー37、第1項の関係ですけれども、これがいわゆる75%を軽減するというようなもので、一応電気自動車等を国のほうでは想定をしているということで、そういうものについては75%軽減します。第2項については50%。めくっていただくと、第3項では25%ということになっていますけれども、これも国のほうの燃費基準、それによって50%、25%軽減をするというような内容でございます。

それから、めくっていただいて資料ナンバー38、第15条の2、たばこ税の税率の特例、これが旧3級品、いわゆるエコーとかわかば、しんせい、全部で6種類ある

のですけれども、それら今までたばこ税の税率については旧のほうの資料ナンバー39の一番上のところに1,000本につき2,495円とするということで特例が設けてあったのですけれども、通常の3級品以外は5,262円ですので、これを4年かけて上げていくというような中身でございます。では、この金額はどこにあるかといいますと、ちょっと前に戻りますけれども、議案書の22ページ、23ページのところをお開きいただければと思うのですけれども、第5条、町たばこ税に関する経過措置というのは、第2項第1号のところに平成28年4月1日から29年3月31日までは1,000本につき2,925円、29年4月からは3,355円、次のページに行きまして、30年の4月1日からは4,000円という形で少しずつ改正をして、最終的には5,262円ということで、たばこ税についてはそういった特例的なものはだんだんなくしていくというような改正でございます。

それでは、新旧対照表、資料ナンバー39に戻りますけれども、そちらにつきましては番号法の関係による改正でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー40、同様に番号法の改正の内容でございます。

それから、資料ナンバー41、これは第2条関係ということになりますけれども、これは1条のほうで改正したものをさらに改正をするといった内容でございます。旧のほうの税条例の一部ということで、軽自動車税の税率の特例ということで、これも実は26年の9月、昨年9月議会に提案をしたのですけれども、逆に今度は重課税、かなり年数を乗ったものについては税率を重くしますよというような改正を9月議会に提案をしたのですけれども、これを新しい条例のほうに今度組み込んでいくよと、先ほどのグリーン化特例のところのものをずらして、これを第1項の中に入れるというような改正でございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー42、施行期日の関係でそれぞれ新旧ということで載せてありますけれども、少しちょっとこれわかりにくいのですけれども、第1条第1項第2号のところに施行期日が27年4月1日ということになっているのですけれども、このところ、新のところで改正規定の70条の第2号のアを改正規定のうち3,600円に係る部分を除くというのが実は冒頭申し上げました軽自動車税の2輪車とか、原動機付自転車とか2輪車、そういったものを本来27年4月1日から改正するのをその部分だけは除くよという、そういう意味の改正でございます。それに関係した部分が資料ナンバー43のところにも、旧のところから新のところにはそういった部分を改正をしたというような中身になっておりますので、

よろしくお願いをいたします。

次の44、45も同様にその部分を1年延期したという部分での改正でございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 1点質問をしたいのですが、この改正によってたばこ税は増える、軽自動車税は減るのかな、とかまあまあ増減があるのですが、当初の27年度予算の編成に当たっては、これの改正前のものでつくっていると思うのですが、これ違うの。要は平成27年度予算に対する影響、またはその変動に対する処理の手続どのようにやるのかちょっとお聞かせください。

町民課長（鈴木和弘君） 実は27年度の予算のときにはこの状態に上がらないという情報があったものですから、直しました。直しましたと言うと語弊があるのですが、予算編成の時点ではもう税率が引き上がるということで組んでいましたけれども、先ほど池井さんにもちょっとお話を、国の予算が12月の年末ですかね、そこでもう変わる、引き上げしない、延長するというのがわかっていたものですから、ちょっと担当とも話したのです。池井さんがおっしゃるように税率改正しないことには上げないと本当だめかなと思ったのですが、一方ではもうそれをやらないと言ったものを上げるのはどうかということでしたので、一応は据え置きという形で予算を27年は落としてあります。影響としては、140万円ぐらい本当は上がるはずだったのですが、それは落としてあります。

あと、たばこ税については、段階的に上がっていきますので、27年度は特には影響はないと思われます。ただ、今後また旧3級品以外、それ以外のものについてもだんだん売り上げ本数も減ってきていますので、この辺は逆に言うと安いから吸っていたという人もいるのかなと思ったので、余り下がっていないかなと思ったのですが、またこういうふうな話になると、税率は上がるけれども、逆に本数も減ってくるのかなというふうな感じだと思います。予算的には、旧3級品では170万円ほどの予算計上をしていますので。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようでございますので、承認第2号に対する質疑は終了しました。

次に、第3号 専決処分、説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） では、続きまして議案書の29ページからになります。

専決処分の報告。30ページのところに、田上町入湯税条例の一部を改正でございます。こちら税条例同様に国の法律の改正により専決をお願いするものでございますが、内容につきましては、31ページの次に新旧対照表がありますけれども、先ほどの税条例同様に番号法の規定が新たに整備されたという部分での改正でありますので、よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてないようですので、承認第3号に対する質疑は終了します。

次に、承認第4号の専決処分について執行側、説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） では、続きまして議案書32ページ、承認第4号でございます。

33ページ、田上町国民健康保険税条例等の一部改正でございます。これも先ほど2つの税条例同様に、こちらは地方税法の施行令、これが3月31日に公布され、4月1日から施行されるということで田上町国民健康保険税条例の一部を改正するという内容でございます。

改正の内容は、先ほど町長提案理由でご説明しましたように国民健康保険税の限度額、3種類あるのですけれども、合計で4万円引き上げをするという内容と軽減措置、所得に応じて軽減をしているのですけれども、その判定基準を拡大するというような内容でございます。

それでは、具体的な内容につきましては、めくっていただいて資料ナンバー47で、新旧対照表のほうでご説明を申し上げます。まず、第3条、課税額ということですが、第2項の関係、ここは基礎課税額、通常医療分というふうに私たち呼んでいるのですけれども、その限度額を51万円から52万円に1万円引き上げます。第3項に行きますと、後期高齢者支援金の課税額、これを16万円から17万円、第4項が介護納付金分の限度額、これを14万円から16万円にそれぞれ引き上げをするという内容でございます。今まで合計で81万円ということで限度額設定をされていたのですけれども、今回4万円引き上げをして、85万円が国民健康保険税の限度額という形になります。

それから、めくっていただきまして資料ナンバー48、今度は13条の関係、これは国民健康保険税の減額という欄ですが、第1項はそれぞれ限度額が変わったという

部分の改正になります。それから、第1項第2号の関係、これにつきましては5割軽減。所得に応じて5割、1人当たり幾ら、1世帯当たり幾らというのを5割軽減しますよという部分の計算する上での1人当たりの積算の金額を24万5,000円から26万円に引き上げますというような内容です。

それから、資料ナンバー49、こちらにつきましては、第3号の関係につきましては、今度は2割軽減の関係ですけれども、同様に1人当たり45万円を47万円ということで2万円引き上げますよというような改正でございます。

それから、めくっていただきまして資料ナンバー50、これは町税のほうでも話がありました減免の関係の申請期限の見直しでございます。

それから、資料ナンバー51、第2条関係ということで、これも実は国のほうの改正によりまして、昨年9月議会で提案をさせていただいたのですけれども、一部施行期日が前倒しになったということでの改正でございますので、よろしく願います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてないようですので、承認第4号に対する質疑は終了します。

次に、承認第5号 専決処分について執行側、説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） 議案書の50ページお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回168万円の減額を願います。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金でございますが、こちら出産育児一時金の関係、これを一般会計のほうから国保のほうに繰り出すわけですけれども、今回出産の件数が確定した部分、不用額を減額する内容でございます。

3目の環境衛生費につきましては、292万4,000円の減額でございます。加茂市・田上町消防衛生組合の負担金、こちらにつきましても組合のほうで組合債の借入れを行ったということ、繰越金等を活用することによって負担金が不用があるということで今回減額をするというような内容でございます。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんでしょうか。

ないようですので、承認第5号について質疑は終了します。

続きまして、承認第6号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について執行側、お願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の52ページになります。承認第6号です。

めくっていただきまして、53ページ、田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これの専決の内容でございます。

54ページ、今回歳入歳出それぞれ252万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,148万円とする補正でございます。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。59ページお願いをいたします。今回歳出のほうは先ほど一般会計の繰り出しでご説明しました出産育児金の不用額の整理のみでございますが、歳入につきましてはそれぞれ国あるいはそれぞれ決定等来ておりますので、その部分を増減整理をしているという部分でございます。

それでは、59ページ、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。これ一般の医療費に対する国からの負担でございます。1月末ごろに変更申請をし、決定してきた部分で増額となったことから今回増額をお願いしているものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2目の特別調整交付金でございます。これは、国保の医療費あるいは後期高齢者支援金、介護納付金に対する国からの補助金でございます。これも決定は4月過ぎて、3月31日に決定してきた内容で今回増額をしている部分、一部減額をしているものもありますが、決定に伴う内容でございます。

それから、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金、それから2目の保険財政共同安定化事業交付金、こちらにつきましてもそれぞれ決定に伴う内容でございますが、いわゆる国保の高額医療費に該当する部分を国保連合会から交付されてくる内容でございます。1目の高額医療費につきましましては1件80万円強の高額療養費、それを連合会のほうから交付されてくるということでございます。2目の保険財政共同安定化事業交付金は、1件30万円強の高額療養費を該当するものを交付するということで、26年度はかなり医療費もかかったということでこの部分が金額的にも増えてきているというようなことでございます。

それから、60ページ、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、これは先ほど一般会計で説明をさせていただきました出産育児一時金の繰入金、これ

を168万円減額をお願いするものであります。

それから、2項基金繰入金、1目の給付準備基金繰入金でございますが、今回歳入等かなり増額が見込めましたので、基金からの繰り入れをゼロにさせていただいております。ちなみに、26末現在では約1億9,300万円基金の残高があります。ただ、27年度予算の当初予算で4,000万円ほど取り崩しをしておりますので、27末現在では約1億5,000万円ほどの基金の見込みになる予定でございます。

めくっていただきまして、61ページ、歳出でございますが、2款保険給付費、4項出産育児諸費ということで252万円の減額でございます。当初10件を見ておりましたけれども、4件ということですので、6件分の減額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 61ページの出産育児一時金、10件のところ4件というのは、これどうのように捉えたらいいのですか。全体的にやっぱり子どもが生まれなかったというふうに捉えたほうがいいのか、それとも国保を使う人らの子どもが生まれなかったというふうに捉えたらいいのか。そこら辺ちょっと聞かせてください。

町民課長（鈴木和弘君） おっしゃるとおりですというのはあれなのですが、町全体的には、国保も含めてですけれども、71件。26年度と言ったらいいのでしょうかね、71件だということですので、そのうち国保に、女性の割合も大体14、15%程度ですから、それを掛けるとそのぐらいなのかなというような気もしますけれども、全体的にやっぱり少なくなったのかなという印象です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問はありませんでしょうか。質疑のある方どうぞ。

しばらくにしてないようでございますので、承認第6号に対する質疑を終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり決しました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにして意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決しました。

次に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり決しました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり決しました。

次に、承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり決しました。

以上でございます。

本委員会に付託されました5案件は全部終わりました。ご苦労さまでした。
委員長報告は私に一任をお願いいたしたいと思います。
大変ご苦労さまでした。

午後1時55分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年5月18日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦